

教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等について

初等中等教育局 教育職員政策課

※主として高等学校以下の学校を設置する学校法人向け

はじめに

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならず、**言語道断**である。
- しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないよう性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、**事態は極めて深刻な状況**にある。
- 今もまさに学校現場において被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、**法に定められた施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない**。
- 「社会の宝」である子供を教育職員等による性暴力等から守り抜くことは、一部の学校関係者だけでなく、全ての大人の責任であり、**社会全体に課された課題**である。
- このため、文部科学省はもとより、教育職員等、学校、教育委員会、学校法人、警察を含むその他の国・地方公共団体等の関係者は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの**法の基本理念を十分に理解**し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、**あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要**がある。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（文部科学大臣決定）より抜粋

○公立学校において性犯罪・性暴力等により懲戒免職処分を受けた者（令和6年度） 167人（令和5年度 195人）
うち、児童生徒等に対する性犯罪・性暴力により懲戒免職処分を受けた者 132人（令和5年度 155人）
（令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果より）

○私立学校において性暴力等により解雇処分を行ったとして所轄庁に報告された件数（令和6年度） 30人（令和5年度 22人）
うち、児童生徒性暴力等による者 28人（令和5年度 19人）
（令和7年度私立学校等実態調査結果より）

児童生徒等に性暴力等を行った教員に対する厳正な対応について

1. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の成立

- 令和3年3月に立ち上げられた「与党わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチーム」（座長：馳浩議員(自民)・浮島智子議員(公明)）において立案された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が、同年5月、第204回国会に5派共同提案で提出、衆参両院とも全会一致で可決し、6月4日に公布。令和4年4月1日（データベース関係の規定は令和5年4月1日）より施行。
 - 本法では、①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止（教育職員・児童生徒に対する啓発等）、②教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見・対処（調査・通報等）、③教員採用権者による特定免許状失効者等（※）データベースの活用義務、④特定免許状失効者等に対する免許状再授与に関する授与権者（都道府県教委）の裁量的拒絶権等について規定。
- （※）「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等となった者をいう。

2. 文部科学省における主な具体的対応策

- 法に基づき令和4年3月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（文部科学大臣決定）を策定。児童生徒性暴力等の定義、児童生徒性暴力等の早期発見・対処の具体的な運用、特定免許状失効者等への免許状再授与時の厳格な審査の在り方等について記載。
- 各都道府県教委等における厳格な採用に資するため、過去40年間の情報を掲載する官報情報検索ツール（採用権者が、採用候補者の免許失効歴の有無を確認できるツール）を提供。更に、令和4年度に特定免許状失効者等データベースを整備（令和3年度補正予算：10.2億円の内数）。
- 児童生徒への性暴力等があった場合には原則として懲戒免職とすることと告発の徹底をこれまでも各教育委員会に対して求めてきたところ、令和2年9月時点で、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、児童生徒へ性暴力等を行った教員は原則懲戒免職とする旨の規定が整備。
- 令和4年6月に、学校関係者等において児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため、末松文部科学大臣や専門家が出演する啓発動画（①～③）を制作・公表。教育委員会や大学などに通知し、教育職員等の研修や教職課程を履修する学生への授業等における積極的な活用を要請。
- 各都道府県・市町村教育委員会における児童生徒性暴力等の防止等に関する研修・啓発や早期発見のための定期的な調査、事案発生時の調査の取組状況等について調査・指導助言等を行い、得られた知見から、令和5年3月に事例集や研修用動画（④）を作成。
- 都道府県教育委員会における専門家の適切な確保や全国での統一的な運用に向けて、令和6年12月に再授与審査会委員の候補者や留意事項等に関する情報提供を実施。

①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について（冒頭メッセージ：末松信介 文部科学大臣、説明：藤原章夫 総合教育政策局長）



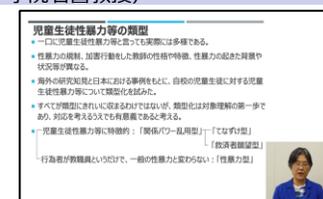
「児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者となさせない」という断固たる決意で

文部科学大臣

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 主なポイント

1. 児童生徒性暴力等の定義
2. 児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組
3. 児童生徒性暴力等の事案があると認められたときの学校・教育委員会等の対応
4. 特定免許状失効者等に係るデータベース
5. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与と審査

②児童生徒性暴力等の特徴について（講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授）

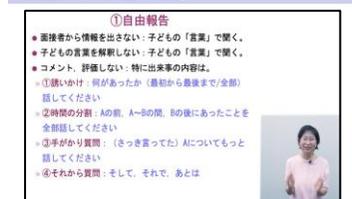


児童生徒性暴力等の類型

- ・「児童生徒性暴力等」とは多岐にわたる。
- ・性暴力の被害、加害行動をした教員の性格や特徴、性暴力の認知の経緯や状況が異なる。
- ・海外の研究知見と日本における事例を基に、自らの児童生徒に対する児童生徒性暴力等について類型化を試みた。
- ・すべてが類型に当てはまるわけではないが、類型化は対策理解の第一歩であり、対応を考える上で有用な観点である。
- ・児童生徒性暴力等に特約的：「開校100周年型」「たむけ型」「たむけ型」

行為態様が異なり、一般的な性暴力と異なる「性暴力」

③事実調査のための面接－司法面接を参考に－（講師：仲真紀子 北海道大学名誉教授）



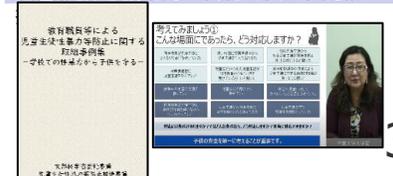
①自由報告

- ・面接者から情報を出さない、子どもの「言葉」で聞く。
- ・子どもの言葉を解釈しない、子どもの「言葉」で聞く。
- ・コメント、評価しない、特に出来事の内容は。

②問いかけ「何があったか（最初から最後まで/全部）」

- ・話してください
- ・②時間の分割：Aの問、A～Bの問、Bの後にあったことを全部話してください
- ・③お話がわり質疑（ききききって）についても話してください
- ・④それらから質問。そして、それで、あとは

④教育委員会等における取組事例集・教育職員向け研修用動画（講師：上谷さくら 弁護士、藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授 後藤弘子 千葉大学大学院教



教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する取組事例集

「児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者となさせない」という断固たる決意で

文部科学大臣

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 主なポイント

1. 児童生徒性暴力等の定義
2. 児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組
3. 児童生徒性暴力等の事案があると認められたときの学校・教育委員会等の対応
4. 特定免許状失効者等に係るデータベース
5. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与と審査

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
- ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
- ③ 刑法第182条（面会要求、自撮り要求等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為、
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない**。

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

特定免許状失効者管理システム概要

経緯

- ・ 議員立法である「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が令和3年5月に全会一致で可決、成立。データベース関連以外は令和4年4月1日、**データベース関連は令和5年4月1日施行され、同日からデータベースシステムを運用。**
- ・ 同法第15条第1項に基づき、特定免許状失効者等（**児童生徒性暴力等を行ったことにより**教員免許状が失効又は取上げとなった者****）に関するデータベースを整備。**都道府県教育委員会がデータベースに特定免許状失効者等の情報を入力し（同法第15条第2項）、教育職員等※を任命・雇用しようとするときはデータベースの活用義務**が発生（同法第7条第1項）
- ・ 任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者であった場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

※教育職員等…高等学校以下の教員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

※保育士についても、令和4年の児童福祉法改正により、教員と同様の仕組みを導入（こ家庁によりR6.4から稼働開始）

内容

データベースに登録される者 R7.4.1現在 2,698人分

教員免許保有者のうち、児童生徒等性暴力等を行ったことにより、

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、免許状が失効した者
- ・ 学校を懲戒免職・解雇となり、免許状が失効・取上げとなった者
- ・ 法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められ、免許状が取上げとなった者（児童生徒等性暴力等を行った際に、現職でない者についても適用。）

※データベースには、**当面少なくとも40年間分のデータを記録。**

主な記録内容

氏名、本籍地、生年月日
免許状の番号、授与権者、失効年月日、官報公告日
該当事由（例）教育職員免許法第10条第1項第1号
原因事実※（例）教員性暴力等防止法第2条第3項第2号相当

※原因事実は、教員性暴力等防止法第2条第3項に列記された事項を選択。
第1号…性交、第2号…性交以外のわいせつ、第3号…児童ポルノ製造、所持、配布等、第4号イ…身体接触、第4号ロ…盗撮、第5号…悪質なセクハラ

主な安全管理措置

- ・ 法第7条の規定により、「**教育職員等を任命し、又は雇用しようとするとき**」に限り、検索が可能。検索対象も、**採用希望者等**（任用又は雇用に関し、必要がある者）に限定するよう運用。
- ・ 「業務マニュアル」を策定し、適切な利用条件や利用場面の限定、**安全管理措置、事故発生時の報告**などを徹底。
- ・ 組織内で当該データベースを使用できる者を採用責任者等に限定。ユーザーの操作ログを監視し、適正な利用を指導。



令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査について

1. 特定免許状失効者管理システムの登録状況・活用状況等に関する調査の概要

①調査趣旨：

未だユーザー登録手続きを行っていない任命権者等や、ユーザー登録は行ったものの特定免許状失効者管理システムを適切に活用していない任命権者等がいるなど、法が遵守されていない事例が見られることを踏まえ、任命権者等による特定免許状失効者管理システムの活用徹底に向け、登録状況・活用状況等の把握を行う。

②調査対象：

都道府県・市区町村教育委員会、幼保連携型認定こども園を設置する市区町村、学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）、附属学校を置く国立大学法人

③回答期限：令和7年9月30日

④調査結果の取扱：

域内の市区町村教育委員会、幼保連携型認定こども園を設置する市区町村、学校法人等の結果については、追って都道府県に共有する。

2. 主な調査内容

- 令和7年8月1日時点でユーザー登録しているか
- ユーザー登録していない場合の登録していない理由
- 教育職員等を任命又は雇用する際に活用しているか
- 活用できていなかった場合の活用できていない理由
- 活用できていなかった場合に、どの教育職員等を任命又は雇用する際に活用していなかったか
- 活用した結果、特定免許状失効者等に該当する者がいたか
- 速やかにユーザー登録し、今後活用するか

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果 について



令和7年度に実施した教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査において、教育委員会、国立大学法人、学校法人等における特定免許状失効者等に関するデータベースの活用状況等について調査を実施（8月～12月）。調査結果は以下のとおり。

1. 回答数（12月9日時点）

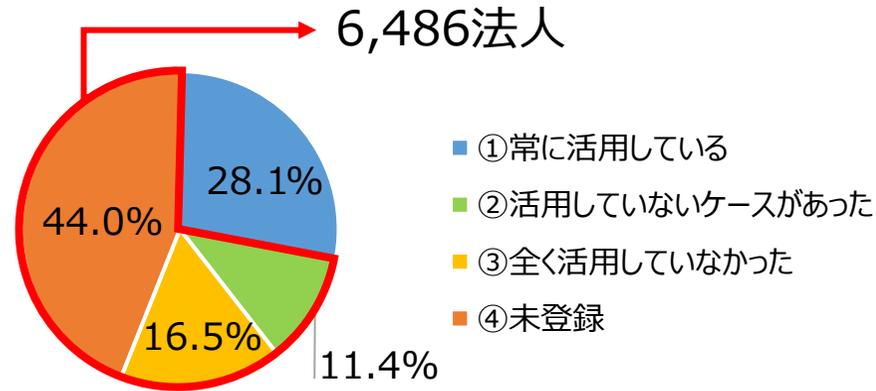
調査対象	回答数	回答率
都道府県・指定都市教育委員会	67	100%
市区町村教育委員会	1,718	100%
幼保連携型認定こども園を設置する市区町村	390	100%
学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）	9,750	99.01% ※97法人未回答
附属学校を置く国立大学法人	56	100%
計	11,981	99.20%

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について

私立学校の教員採用権者のデータベース活用状況※

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

学校法人等 調査結果



ユーザー登録

活用できていなかった主な理由

- 活用方法がよくわからなかった。
- 活用すべき対象（国公私の別、常勤非常勤の別、前職の有無、性別を問わず、教育職員等を任命又は雇用するとき）を正しく理解していなかった。
- 活用が義務であると認識していなかった。

設置する学校種ごとのデータベース登録状況 調査結果

設置する学校の種別	令和5年4月1日以降に教育職員等を雇用している法人数	登録済み	一部未登録	未登録	登録率
小学校	223	157	28	38	70%
中学校	641	509	52	80	79%
高等学校	1,198	912	77	209	76%
幼稚園	3,960	1,941	76	1,943	49%
幼保連携型認定こども園	4,462	2,447	80	1,935	55%
義務教育学校	4	1	0	3	25%
中等教育学校	21	17	3	1	81%
特別支援学校	16	12	0	4	75%

設置する学校種ごとのデータベース活用状況 調査結果

活用済	一部未活用	未活用	未登録	活用率
125	41	19	38	56%
407	121	33	80	64%
713	192	84	209	60%
919	423	675	1,943	23%
1,222	528	777	1,935	27%
1	0	0	3	25%
16	3	1	1	76%
6	3	3	4	38%

調査結果を踏まえた今後の対応

- データベースへのユーザー登録や活用の手順等を説明した動画の作成
- データベースのユーザー登録方法について、既存のマニュアルに加え、手順をより分かりやすく示した資料を作成
- データベースを活用するタイミング、活用する上での留意事項について、既存のマニュアルに加え、より分かりやすく示した資料を作成
- 各種会議における引き続きの周知
- その他、法に基づく大臣指針の見直し 等

- 
- データベースへのユーザー登録・活用徹底について、**早急に各教員採用権者に対して周知**を行う。
 - 上記の対応も含め、年度内を目途に**再度データベースへのユーザー登録・活用について周知**を行う。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を踏まえたデータベースの活用徹底について（通知）

特定免許失効者管理システムの活用状況等に関する調査の結果を公表しましたので、別添のとおりその結果について周知いたします。引き続きデータベースの活用徹底に向け、必要な取組を実施していただくようお願いいたします。

7 初教職第6号
令和7年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長
各都道府県認定こども園主管課長
各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人教職員人事主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教職員政策課長
大江 耕太郎

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を踏まえたデータベースの活用徹底について

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)に基づき文部科学省において整備した特定免許失効者等に関する情報に係るデータベース(以下「データベース」という。)については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について(通知)」(令和5年3月24日付け4文科教第1806号)にて通知しているとおり、令和5年4月1日から稼働しており、教育職員等を任命又は雇用する者(以下「任命権者等」という。)が、教育職員等を任命又は雇用しようとするときに活用が義務付けられているところです。

しかしながら、未だデータベースのユーザー登録手続きを行っていない任命権者等や、ユーザー登録は行ったものの適切に活用できていない任命権者等がいるなど、法が遵守されていない事例が見られたことを踏まえ、全国の任命権者等に対し、データベースへの登録状況や活用状況等についての調査を行いましたので、この度、別添のとおりその結果について周知いたします。

本調査により、引き続き多くの任命権者等がデータベースを適切に活用できていなかったという事実が明らかになりました。法律で義務付けられた手続きであるにもかかわらず、約7割の任命権者等が適切に実行できていなかったという事実が確認された

ことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱いております。今後の教育職員等の採用においては、全ての任命権者等が法律に則りデータベースを活用するよう、早急に是正を図る必要があります。

本調査結果も踏まえ、今後、データベースの活用状況等に係るフォローアップを実施した上で、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念に則り、法で定められた義務を履行できていない任命権者等が分かるような形で公表するなどの対策も検討しております。また、更なるデータベースの活用徹底に向け、ユーザー登録・活用に応じた手順等を説明する動画や、簡略化したマニュアル等を作成し、周知する予定です。これらも活用し、引き続き任命権者等のデータベースの活用徹底に向け、必要な取組を実施していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各都道府県認定こども園主管課及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村(指定都市・中核市を含む。)及び所轄の学校法人等(学校法人以外の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。)に対して、各指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所轄の幼保連携型認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用状況等調査結果

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

○別添資料

教員性暴力等防止法に基づくデータベース活用状況等調査の結果について(概要)
特定免許失効者管理システム活用に応じたチェックリスト
特定免許失効者管理システム_業務マニュアル_v2.0
特定免許失効者管理システム_操作マニュアル_管理責任者向け_v2.0
特定免許失効者管理システム_操作マニュアル_採用権者向け_v5.1
特定免許失効者管理システム_利用許諾申請書(様式1)

本件担当：初等中等教育局 教職員政策課
教員免許・研修企画室 法規係
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

・法律で義務付けられた手続きであるにもかかわらず、約7割の任命権者等が適切に実行できていなかったという事実が確認されたことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱いている。

・本調査結果も踏まえ、今後、データベースの活用状況等に係るフォローアップを実施した上で、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念に則り、法で定められた義務を履行できていない任命権者等が分かるような形で公表するなどの対策も検討している。

參考資料

1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある**教育職員等**が、児童生徒等に対し「**魂の殺人**」とも呼ばれる**性暴力等**を行うことは、言語道断である。しかし、**児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒免職等を受ける教育職員等は後を絶たず**、なかには、**教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケースなど**、人として到底許されない事件も見受けられ、**事態は極めて深刻な状況にある**。加えて、一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が**5派共同提案により提出され、衆参全会一致で成立した**。本法により、**教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反とされたほか**、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備された。
- **今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない**。「社会の宝」である子供を児童生徒性暴力等から守り抜くことは、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。**文部科学省はもとより、学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は、法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある**。本基本指針は、こうした認識の下、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその学校において**定期的なアンケート調査等**を実施。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した**教育相談体制を整備**。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、**学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、**被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（被害児童生徒等を徹底して守り抜く。悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対処のために積極的に対応**。専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を実施し、懲戒処分等の厳正な対処につなげる。

3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、**当面、少なくとも40年間分**の記録を蓄積。
- 免許管理者は、**法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）**を踏まえ、**法の施行日より前**に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており**、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、**法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施。**

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない**ということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
- 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。**
- 免許状の再授与が適当であることの**証明責任は申請者自身**にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
- 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決。**

※ 文部科学省は、再授与審査に関して**全国で統一的な運用**を図るため、

- ①**再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例**を基本指針において示すとともに、
- ②**職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有**や**専門家の共通理解**を図る取組等、必要な支援を実施。

未然の防止関係

- 任命権者等は、常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、教育職員等を任命又は雇用する際、法第15条第1項のデータベースを活用しているか。また、採用関係書類等で賞罰歴を確認しているか
- 校内研修等の機会を通じて、教育職員等に対する啓発を計画的に実施しているか
- 児童生徒等自身が被害を予防できるよう、啓発・周知徹底しているか
- 児童生徒性暴力等の防止・対処に関し必要なルール（SNS等による私的なやりとりの制限等に関する規則・指針等）や取組を整理・保護者等も含め周知しているか
- 他の児童生徒等や教育職員等の目が届きにくい環境となる場面を可能な限り減らすよう、執務環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築等を行っているか

早期発見関係

- 児童生徒等に対して早期発見のためのアンケート調査等を定期的 to 実施しているか

対処関係（事案の発生前）

- 児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の対応方針について、あらかじめ整理しているか

対処関係（事案の発生後）

- 児童生徒等と当該教育職員等との接触を避けるなど、必要な措置を講じているか
- 学校管理職は、事実確認の結果を待つことなく、学校設置者に通報しているか
- 専門家の協力を得て、児童生徒性暴力等の事実の有無を速やかに調査しているか
- 犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに所轄警察署に通報しているか
- 児童生徒性暴力等の事実が認められる場合、懲戒処分等、適正かつ厳正な措置を実施しているか
- 雇用関係が消滅した後に児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した場合でも、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに警察に通報しているか
- 学校設置者は懲戒解雇を行った場合、速やかに所轄庁に報告しているか

1. 特定免許状失効者等データベースに関係する規定の施行等

- 令和3年6月に制定された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」では、
 - ・ **国が、特定免許状失効者等**（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げになった者）の氏名、失効・取上げの事由等に関するデータベースを整備。
 - ・ **教育職員等を任命・雇用しようとする者は、当該データベースの活用義務**を規定。
- 上記規定については、同法制定から**2年以内の施行が規定**されているため、今般、政令を定め、**令和5年4月1日施行**と決定。
- データベースの活用に関する留意事項として、以下の点について周知。
 - ・ **教育職員等を任命・雇用する際には、国公私の別や、常勤・非常勤等の採用形態を問わず、必ずデータベースを活用**すること（国立大学法人と教育委員会との人事交流等による採用も含む。）
 - ・ 免許管理者である都道府県教育委員会は、**官報公告を待つことなく、失効・取上げの効力が発生した日の翌営業日までに**特定免許状失効者等の情報を記録すること
 - ・ 失効・取上げ事由に該当する刑に処せられたか等を正確に識別するため、**聴き取り調査や関係機関への照会等を実施**すること
 - ・ データベースの目的外使用は行わない等、**個人情報保護法にのっとり適切に情報を取り扱う**こと

2. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する実効性の確保

- 教育職員等による児童生徒等に対する性暴力等を根絶するため、以下の事項について**改めて周知徹底**。
 - ・ 学校の設置や学校は、児童生徒性暴力等の**未然防止に全力を尽くす**こと
 - ・ 採用権者は、**常勤・非常勤等に関わらず、採用候補者の賞罰歴を必ず確認**することが必要であること
 - ・ 学校設置者や学校は、児童生徒性暴力等の防止等に関する**規則やその対応方針等（教員と児童生徒等との私的なやりとりの禁止等）**について、**あらかじめ整理・周知**しておくこと
 - ・ 児童生徒等が性暴力等を受けたと思われるときは、学校は**直ちにその旨を学校設置者に報告し、事実確認**を行う必要があること
 - ・ 児童生徒性暴力等の事実が認められる場合は、**懲戒処分等、適正かつ厳正な措置**を行うこと
 - ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されず、こうした非違行為の場合には、**原則として懲戒免職**とすること
 - ・ 懲戒処分を行わず依願退職等により**水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならない**こと

1. 刑法等改正法等による「教育職員児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正

- 令和5年6月に公布された、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」により、「16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求」や「正当な理由のない性的姿態等の撮影、提供、保管、記録」など、**法律上「罪」となる行為が新設された。**
- 本改正により**新たに「罪」となる行為が、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」における「児童生徒性暴力等」に該当するよう、同法の一部を改正し、「児童生徒性暴力等」の定義を拡大。**（令和5年7月13日施行）
- 上記の改正等を踏まえ、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針**」（令和4年3月18日文科科学大臣決定）の一部を改訂。

2. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する実効性の確保

- 教育職員等による児童生徒等に対する性暴力等を根絶するため、令和5年4月1日より稼働している「特定免許状失効者等データベース」の運用に関する内容を中心に、以下の事項等について**改めて周知徹底。**
 - ・ 採用権者は、**常勤・非常勤等に関わらず、採用候補者の賞罰歴及び理由を必ず確認することが必要**であること。その際、採用候補者の**本籍地の市町村に対して犯歴情報の照会等を行う**ことも考えられること。
 - ・ 免許管理者（都道府県教育委員会及び構造改革特区法の認定を受けた市町村教育委員会）は、**特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げになった者）の情報をデータベースに迅速に記録**すること等が法令で義務付けられていること。
 - ・ データベースへの記録は**官報への公告を待つことなく、失効・取上げの効力が発生した日の翌日までに**迅速に記録すること。
 - ・ データベースへの記録が必要な項目に関する事実関係の特定が困難な場合は、任命権者等において、**本人に対する聴き取り調査のほか、裁判の傍聴を行う**ことも考えられること。これらによっても特定が困難な場合は、免許管理者が地方検察庁に対して、「**刑事確定訴訟記録法**」に基づく**保管記録の閲覧請求**を行うことも考えられること。
 - ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反となることなども踏まえ、**学校の設置者やその設置する学校は、事案が発生した場合は厳正に対処するとともに、未然防止に全力を尽くす**こと。法の趣旨及び本改正を受け、**改めて処分基準や対処マニュアルが適切なものであるか、点検・見直しを行う**こと。全ての教育職員が法の趣旨及び基本理念について理解し、一体的かつ組織的な対策を講じていくため、**教育職員等に対する研修・啓発の取組を徹底し、事案発生時に適切に対処**すること。

データベース活用にあたっての留意事項（基本的な指針より）

データベースの活用義務の範囲

- データベースの活用は、**国公立の別や、前職の有無、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、教育職員等を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられている**ことに留意する必要がある。また、他機関との人事交流等により任命又は雇用する際（国立大学法人と教育委員会との人事交流や、教育委員会事務局職員等の行政職から教育職員等への採用等）にも、活用義務がある。

臨時的任用・非常勤など、任用形態によらずデータベースでの確認が必須。

特定免許状失効者等の採用

- 任命又は雇用を希望する者が**特定免許状失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合**、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、**十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要**がある。その際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。
- 特定免許状失効者等の任命又は雇用を行う場合は、法第3条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、**少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要**である。このとき、任命又は雇用を希望する者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度な蓋然性が認められなかったにもかかわらず、当該希望者を任命又は雇用した場合において、当該者が児童生徒性暴力等を再び行ったときは、任命権者等についても**損害賠償の責めを負うことがあり得る**ことに留意が必要である。

採用希望者が特定免許状失効者等であった場合、「児童生徒性暴力等を再び行わない」ことを確信できるか。

目的外利用の禁止

- …データベースの活用は、**教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに限られ、目的外の用途に使用してはならない**。

個人情報の保護に関する法律にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。

採用関係書類における賞罰欄（基本的な指針より）

- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。

採用時に賞罰を含めて確認しておかなければ、採用後に発覚しても虚偽申告に問えない

官報情報検索ツールの活用

- 児童生徒性暴力等以外の性暴力等によって免許状が失効又は取上げとなった者が再び免許状を受けて採用選考に臨むケースも考えられることから、任命権者等は、官報に公告された過去40年間分の免許状失効・取上げ情報を文部科学省で収集し、使用を希望する任命権者等に配付している「官報情報検索ツール」を、データベースと並行して活用することも重要

「官報情報検索ツール」には、児童生徒性暴力以外の事由による失効・取上げの官報情報を掲載。併せて活用を（要希望登録）。

官報情報検索ツールについて（概要）

官報に公告された教員免許状の失効・取上げ情報（児童生徒性暴力等に限らない）を検索できるツール（電子ファイル）を、文部科学省から教員採用権者である都道府県及び指定都市の教育委員会、国立・私立学校等のうち**利用希望のあった機関に配付**。採用権者は採用候補者の氏名をキーに検索し、該当のあった場合のみ、当該者に係る官報情報が表示される。

提供の流れ

利用希望機関

登録依頼

文部科学省に希望提出（専用メールアドレスへのメール）

①検索ツール利用における同意書

・利用上の注意を遵守し、データの利用、管理を行う旨の同意書

②検索ツール利用希望機関の管理責任者及び利用担当者情報

・機関名、所属名、管理責任者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、利用担当者氏名など

文部科学省

送付

検索ツール、パスワードの送付等（年4回）

①検索ツール（ファイル）の送付

②パスワード（ファイル開封用）の送付

（パスワードは送付ごとに変更、利用期限後はファイルを開けないよう制御）

利用希望機関

利用開始

※管理責任者又は利用担当者が変更した場合は文部科学省へ連絡

官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について【概要】

(令和2年10月30日付け 教育人材政策課長・私学行政課長連名通知を一部更新)

①官報情報検索ツール活用の目的・意義等を改めて全ての採用権者に周知。

- 官報情報検索ツールは、教員採用に当たり、採用権者が採用希望者について過去に懲戒免職処分等を受け免許状が失効・取上げとなった事実の有無を確認する際の手段の一つとして、官報に公告された公開情報である免許状の失効・取上げ情報を簡便に確認することができるよう、文部科学省が提供するもの。
- 官報情報検索ツールは、免許状の有効性の確認に加え、過去の懲戒免職歴等を秘匿して採用されることを防ぐなど適切な採用の実施に資すること。
- 官報情報検索ツールによる検索の結果を端緒として、採用関係書類の自己申告内容との整合性を確認したり、面接等を通じ、どのような理由で懲戒免職等に至ったのか等をより詳細に確認した上で、採用の判断をすることができること。

②令和3年2月配付分から、過去40年分の官報掲載情報について検索可能とした。

③全ての採用権者に対して、官報情報検索ツールの適切な活用を改めて呼びかけ。

官報情報検索ツールの改善に伴う具体的な対応

(1) 官報情報検索ツール利用における遵守事項の徹底

- 情報管理の徹底のため、官報情報検索ツールを利用する全ての担当者について、文部科学省への所属及び氏名の事前登録を義務化。
- 免許状の有効性や失効情報の確認に当たっては、官報情報検索ツールにより得られた情報にのみ依拠することなく、採用希望者である本人に対して、面接等で必ず確認するなど、より詳細に確認した上で判断すること。

(2) 適切な採用のための留意事項

- 採用関係書類における履歴について空白期間が生じないよう記載を求めること。
- 採用関係書類の賞罰欄等に、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴についても明示的に記載を求めること。
- 必要に応じて、過去の勤務先に懲戒処分事案の概要等を問い合わせること。また、問い合わせを受けた場合も、適切に対応すること。
- 以上のような取組などを通じ、退職歴（理由を含む。）を確認すること。
- 禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで（10年間）は欠格期間に該当すること等を採用関係書類の様式等において明示すること。
- 免許状の氏名に外字が用いられている場合には、正確な外字及び標準文字の両方で検索を行うこと。（外字の例）「黒」、「崎」、「高」、「逸」
- 官報に掲載されている時点の氏名と現在の氏名が変わっている可能性もあるため、採用関係書類に改名の事実の有無の記載を求めたり、大学の卒業証明書等の提出を求めたりするなどして、旧姓や改名前の氏名についても検索を行うこと。

(令和3年4月9日付け3文科初第45号
初等中等教育局長・総合教育政策局長通知)
教員採用関係書類の様式例を周知

法の基本理念を踏まえた考え方

- 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、文部科学省においても、こうした**非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするべき**ことについて、累次にわたり通知等してきたところである。
- こうしたことも踏まえ、これまでに全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準においてその旨の規定が整備されたところであり、実際に**教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、法の基本理念等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある**。他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。
また、懲戒処分等の検討に当たっては、事案に応じて、弁護士や医師等の外部専門家の協力を得ながら進めることが必要である。
- **教育職員等による児童生徒性暴力等があったにも関わらず、懲戒処分を行わず、依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならない。**

児童生徒性暴力等に対する事実認定と厳正な処分を徹底

（参考）私立学校の教育職員等に関する国会における要請事項

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（抄）

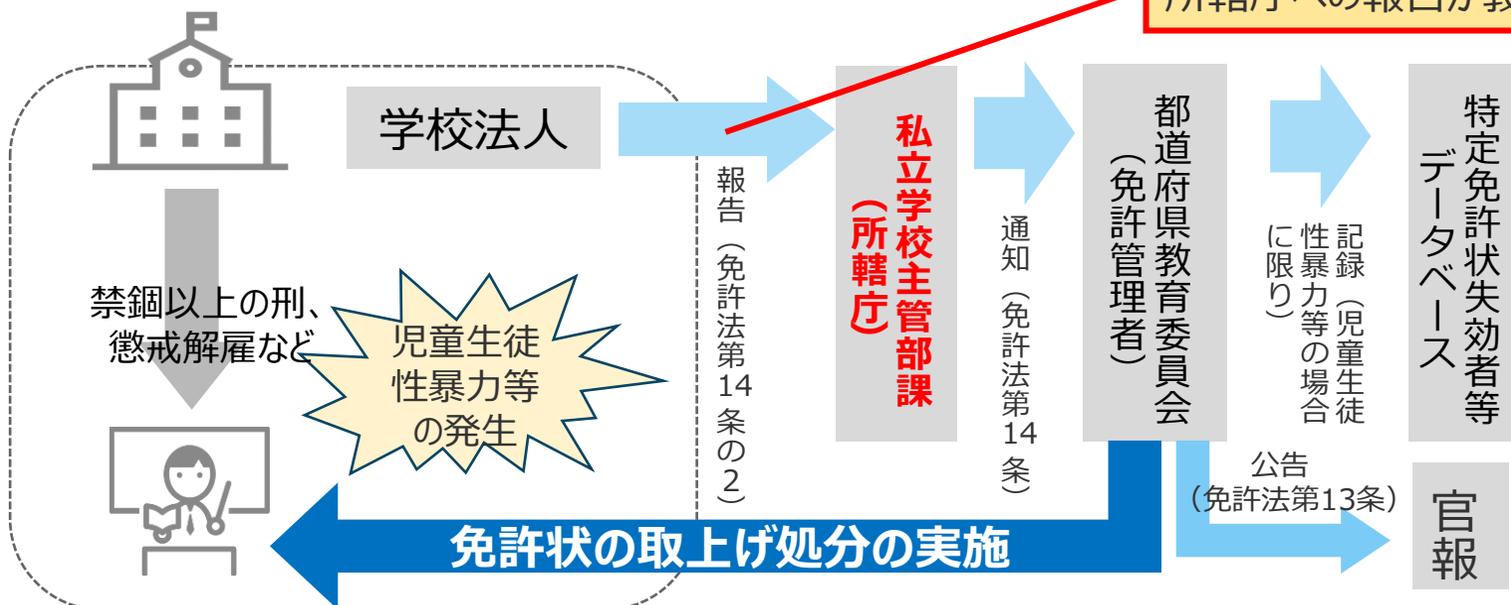
令和3年5月21日
衆議院文部科学委員会

- 八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、**処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底する**とともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講じること。

児童生徒性暴力等を事由とした私立学校教員の教員免許状の取上げ処分

- 私立学校の現職の教員が、**禁錮以上の刑に処されたまたは解雇されたとき、学校法人は私立学校主管課（所轄庁）に報告が義務付けられている**（教育職員免許法第14条の2）。
- **学校法人から報告を受けた私立学校主管課（所轄庁）は都道府県教育委員会（免許管理者）への通知が義務付けられている**（教育職員免許法第14条）。
- 私立学校主管課からの通知を受けた都道府県教育委員会は解雇の事由を確認した上で、当該人物の**教員免許状の取上げ処分**を実施する（教育職員免許法第11条）。また、失効・取上げ処分の情報は**官報に公告**される（教育職員免許法第13条）。
- なお、教員免許状を必ずしも要しない学校長や実習助手等を含む教育職員等が、**児童生徒性暴力等により禁錮以上の刑に処せられた、または解雇された場合も、官報公告**や前述の**データベースへの登録に必要な情報**となるため、教員免許状を所有していれば、学校法人及び私立学校主管課はそれぞれ報告・通知する義務がある。（教育職員性暴力等防止法施行規則第2条）。

禁錮以上の刑、懲戒解雇の場合、
所轄庁への報告が義務



※公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第11条第3項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。（基本指針より）

児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置（基本的な指針より）

基本的な考え方

- 学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分に配慮しつつ、学校、学校の設置者等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。

こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害児童生徒等を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない。悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

・・・法により求められる必要な対応を行わず、**児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反**・・・となり得る。

通報義務

- 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、**並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない**（法第18条第1項及び第2項）。

依願退職後に発覚した場合の対応

- 公立学校以外の学校について、仮に児童生徒性暴力等を行った教育職員等が**依願退職の申入れをした場合**、その雇用契約は解約申入れの日から2週間を経過すると終了することを踏まえ、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、**学校は速やかに事実確認を行い、雇用者において適正かつ厳正な懲戒を行うよう努めるものとする**。また、懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職する場合など、**雇用契約が消滅した際も、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない**（法第18条第2項）。

基本的な考え方

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実が確認された旨報告を受けた場合には、**学校の設置者は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う**ものとする（法第19条第1項）。
- この調査については、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止についても調査の目的とされることに留意するとともに、**事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査**が行われることを旨とする必要がある。

調査体制等

- 調査に当たり、学校の設置者は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得ることが求められており、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者としては、**医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者、学識経験者等**が考えられ、事案に応じた適切な専門家の協力を得ることが必要である。
- 協力を得る専門家については、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公正性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

留意すべき事項

- その際、仮に、将来的に当該教育職員等が特定免許状失効者等となり、欠格期間後に免許状の再授与を申請した場合、**再授与審査においては、上記の事実確認で判明した児童生徒性暴力等を行った事実に基づき当該特定免許状失効者等が児童生徒性暴力等を再び行わないことの蓋然性等に係る検討が行われる**ことを踏まえ、**事実確認段階においては、当該教育職員等が行った児童生徒性暴力等を適切に把握しておくことが重要**となることに留意する必要がある。

接触回避について

- 学校は、法第18条第4項に規定する**学校の設置者への報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずる**ものとする（法第18条第6項）。
- 例えば、各学校において、**当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようになることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させる**ことなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第18条第1項の通報を受けた場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分の決定がなされるまでの間の扱いについても、同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。

被害の疑いがある場合、拡大を避けるために迅速に処置

教育職員等に対する啓発

- 児童生徒を性暴力の被害者とさせないためには、教育職員一人一人が法の趣旨及び基本理念について理解し、共通認識を持った上で、学校組織が一体的かつ組織的な対策を講じ、継続的な校内研修の実施による教育職員等に対する普及・啓発の取組や、服務規律の徹底が重要。
- 文部科学省では、各都道府県・市町村教育委員会における児童生徒への性暴力等の防止等に関する取組の調査研究を実施し、ここから得られた知見から好事例集及び教育職員向けの研修動画を作成し、令和5年3月に公表。

教職員に対する啓発（基本的な指針より）

- 学校の設置者においては、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針について、基本指針を参考とし、学校の設置者と学校の役割分担、児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合の教育職員等や学校の対応方法や手順、専門家の協力を得た調査の実施方法、被害児童生徒等に対する保護・支援やこれらに関する留意事項などを予め整理し、**所管の学校に係る教育職員等に対して校内研修等を通じて周知**を行うことが望ましい。
- 特に、学校の設置者及びその設置する学校においては、全ての教育職員等の共通理解を図るため、外部専門家や上述の動画（注：次ページで紹介）を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、教育職員等による児童生徒性暴力等の問題に関する**校内研修を様々な機会を捉えて繰り返し、また、計画的に実施**するよう、取組の充実を図る。
- このため、上述のとおり教育職員等に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する**服務規律の徹底を図る**とともに、学校の設置者やその設置する学校は、必要なルールや取組等を整理・周知し、**全ての教育職員等で共通理解を図りながら組織的に対応を進める**ことが必要である。

児童生徒等への啓発

- 文部科学省、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校においては、児童生徒等の尊厳を保持するため、**児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことを周知徹底**する。また、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して保護及び支援が行われること等について周知徹底を図る(法第14条)。

アンケートは年1回以上行うことが望ましい

早期発見のためのアンケートの実施

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等や教育職員等に対する**定期的なアンケート調査や教育相談の実施**、電話相談窓口の周知等により、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒等を見守ることが必要である。
- アンケート調査を実施する際には、無記名にしたり、担任や学校を通さず直接に学校の設置者へ提出することも可能としたりするなど、**被害者の心情にも配慮した工夫**を行うことが必要である。
- また、児童生徒等に対するアンケート調査については、例えば、**学校種の別や発達段階を踏まえて質問項目やアンケート調査の実施方法を変える**こと、アンケート調査に先立って児童生徒等に対して質問項目の説明を行うことなど、実施に当たり、児童生徒等にとって質問の趣旨等が分かりやすいものとなっているよう工夫することが必要であることに加え、児童生徒等に対する啓発の取組と連動させることが望ましい。

事例①

(概要)

- ・ A県の私立学校の教員が、児童生徒性暴力等を行い解雇されたが（R3）、**同校において再雇用**された。（R6.4）
- ・ 解雇当時を知る教諭・保護者から反対の声があったものの、**当該教員に授業を持たせる**とともに、復帰に反対する教諭を整理解雇。

(課題)

- ・ **解雇時に所轄庁への報告がなされていない。**
→A県の私立学校で児童生徒性暴力等を行い教員が解雇されたことを免許管理者（都道府県教育委員会）が知り得ないため、**免許状の取上げ処分を行うことができない。**
免許状の取上げ処分が行われなければ、特定免許状失効者等として取り扱うことができないため、**特定免許状失効者管理システムに記録されず、再び他の学校で教育職員等として採用され、二次被害・三次被害に繋がってしまう可能性が高まる。**
- ・ 児童生徒性暴力等を行ったことが明らかであるにも関わらず、再雇用時に**児童生徒性暴力等を行わない高度の蓋然性を確認したか不明。**
- ・ 教諭・保護者からの反対の声を押し切り、**児童生徒性暴力等を行った者に児童生徒と接触する仕事を任せている。**

(法に照らして本来あるべき対応)

- ・ 児童生徒性暴力等の公立学校における懲戒免職相当の事由により教員を解雇した場合、免許管理者において確実に免許状の取上げを実施し、特定免許状失効者管理システムへの記録を行うためにも、**必ず所轄庁に報告**する。
- ・ 児童生徒性暴力等を行った者を雇用する際は、**再び児童生徒性暴力等を行わない高度の蓋然性の確認**を行う。

事例②

(概要)

- ・ D県の私立学校に勤務する教員が、女子生徒複数名に対し、以下の行為を行った。
頭をなで、ポンポンと叩く。首筋、肩、うなじを掴むように触る。ジャージの膝に空いていた穴部分から指を差し入れ、膝を撫でまわす。
生徒に覆いかぶさるように囲うような態勢をとる。
- ・ 被害を受けていた女子生徒が担任に報告したことで発覚。女子生徒複数名に聞き取りをし、当該教員に確認したところ、事実と認める。
- ・ 学校側は**当該教員を懲戒解雇とせず、自主的な退職を促した**ことから、自己都合退職となった。

(課題)

- ・ 「児童生徒性暴力等」については、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない**という認識が学校側に欠如している。
- ・ **児童生徒性暴力等を行ったにも関わらず、懲戒処分を行わず**、依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまった。
→免許法上、「解雇」の事実がなければ免許管理者において**免許状の取上げ処分を行うことができない**。また、依願退職後に非現職教員として免許状の取上げを行おうとしても、**学校法人において児童生徒性暴力等の事実確認を適切に行っていないければ、結局取上げに至らない**。
特定免許状失効者等として取り扱うことができないため、**特定免許状失効者管理システムに記録されず、再び他の学校で教育職員等として採用され、二次被害・三次被害に繋がってしまう可能性が高まる**。

(法に照らして本来あるべき対応)

- ・ 学校現場において、法の基本理念を理解し、**何が児童生徒性暴力等に該当するか理解**する。
- ・ 教員が児童生徒性暴力等を行った場合、依願退職等により水面下で穏便に済ませるのではなく、**懲戒処分等の厳正な処分**をする。

子ども性暴力防止法と教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の比較

子ども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認

児童等に教育・保育等を提供する事業者は、児童等と接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪（特定性犯罪前科）の確認が必要。

※確認の対象となるのは、

- 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
- 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
- 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの

※特定性犯罪とは、

不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等（成人に対する性犯罪を含む）。

教育職員等、スクールカウンセラー、部活動指導員、外国語指導助手（ALT）等は、一律対象

※事務職員、送迎バスの運転手などは、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき、対象となるかを判断・特定。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく特定免許状失効者管理システム

特定免許状失効者等に関するデータベースに、都道府県教育委員会が特定免許状失効者等の情報を記録。

教育職員等を任命・雇用しようとする者が、教育職員等を任命・雇用しようとするときにデータベースの活用義務が発生。

※データベースに記録される者は、

教員免許保有者のうち、児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は取上げ処分となった者（児童生徒性暴力等を行った際に、現職でない者についても適用）。当面少なくとも40年間分のデータを記録。

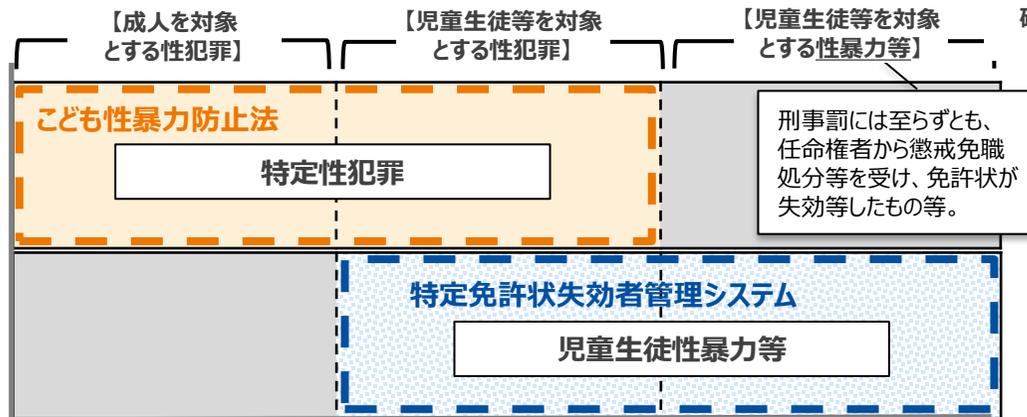
※児童生徒性暴力等とは、教員性暴力等防止法第2条第3項に該当する行為（児童生徒等に性交やわいせつ行為等を行うこと又はさせること、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、児童生徒等に対する悪質なセクハラ等）で、刑事罰とならない行為も含む。

教育職員等（幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の教員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員）

制度

確認対象職種

<確認の対象となる行為>



<確認対象者の範囲>

